

## 条 例 案 の 概 要

議案第 2 号 幸手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に、防疫作業手当の特例として同手当を次のとおり支給するもの

支給対象業務	防疫作業手当の額
新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、市長が認めるもの	1 日につき 1, 0 0 0 円
上記作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して長時間にわたり行う作業	1 日につき 1, 5 0 0 円

(附則第 2 項及び第 3 項関係)

### 2 施行期日等

公布の日（令和 3 年 2 月 4 日から適用）

議案第 3 号 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）が施行され、医療保険各法において、被保険者等の電子資格確認（個人番号カードの I C チップ等によりオンラインで医療保険の被保険者等の資格を確認すること。）の仕組みが法定化されたことに伴う所要の改正

保険医療機関等で被保険者等又は被扶養者の電子資格確認が導入されることから、受給者は、受給者証の提示の際に、電子資格確認等により加入している医療保険の被保険者等又は被扶養者であることの確認を受ける規定を整備するもの

(第7条関係)

2 施行期日  
公布の日

議案第4号 幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度まで）における介護用品の市町村特別給付及び第1号被保険者の介護保険料率に関する規定の整備

(1) 市町村特別給付の実施

要介護者等に対する介護用品（紙おむつ）の支給については、地域支援事業の任意事業として実施してきたが、令和3年4月1日から要介護3、4及び5の者のうち、市民税が課税されている新規及び既存支給利用者（所得段階第6～9段階の者）が地域支援事業の支給対象外とされたことに伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）第62条の市町村特別給付として、当該支給対象外となる者に対し継続して介護用品（紙おむつ）の支給を実施するもの

(第2条の2関係)

(2) 保険料率の改正

ア 第8期介護保険事業計画において設定した保険料率を次のように定めるもの

(ア) 所得段階第1段階 25,400円

※改正第5項の減額賦課規定により14,100円

(イ) 所得段階第2段階 33,900円

※改正第6項の減額賦課規定により19,800円

(ウ) 所得段階第3段階 39,600円

※改正第7項の減額賦課規定により36,700円

- (エ) 所得段階第4段階 50,900円
- (オ) 所得段階第5段階 56,600円 (基準額)
- (カ) 所得段階第6段階 67,900円
- (キ) 所得段階第7段階 73,500円
- (ク) 所得段階第8段階 84,900円
- (ケ) 所得段階第9段階 96,200円

イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第39条で規定する所得段階の判定基準となる前年の合計所得金額を次のように定めるもの

- (ア) 所得段階第6段階 120万円未満
- (イ) 所得段階第7段階 210万円未満
- (ウ) 所得段階第8段階 320万円未満

(第3条関係)

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和3年4月1日

### (2) 経過措置

改正後の第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第5号 幸手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

## 1 内 容

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴う必要な規定の整備その他所要の改正

### (1) 高齢者虐待防止の推進に関する規定の整備

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと等を義

務付ける規定を定めるもの

(第3条第5項、第21条第6号及び第30条の2関係)

- (2) 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応に関する規定の整備  
区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するといった点検・検証の仕組みを導入する規定を定めるもの

(第16条第18号の3関係)

- (3) 業務継続に向けた取組の強化に関する規定の整備  
感染症や災害が発生した場合においても、利用者に対し必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける規定を定めるもの

(第22条の2関係)

- (4) 感染症対策の強化に関する規定の整備  
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めため、感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付ける規定を定めるもの

(第24条の2関係)

- (5) 記録の保存等に関する規定の整備  
介護サービス事業者の業務負担軽減及び利用者の利便性向上のため、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する規定及びケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定を定めるもの

(第34条関係)

- (6) その他指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正

## 2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、上記内容1(2)の改正規定は、令和3年

10月1日から施行する。

(2) 経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置について、それぞれの規定における義務付けを努力義務とする経過措置を設けるもの

議案第6号 幸手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴う必要な規定の整備その他所要の改正

(1) 全てのサービスに共通するもの

ア 高齢者虐待防止の推進に関する規定の整備

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと等を義務付ける規定を定めるもの

（第3条第3項、第31条第8号、第40条の2、第55条第8号、第59条の12第10号、第59条の34第9号、第73条第10号、第100条第10号、第122条第7号、第145条第9号、第168条第8号及び第186条第9号関係）

イ 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定の整備

介護従業者の認知症対応力を向上させるため、介護サービス事業者（介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の医療及び福祉関係の有資格者を除く。））に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる義務付けをする規定を定めるもの

（第59条の13第3項、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項関係）

ウ 業務継続に向けた取組の強化に関する規定の整備

感染症や災害が発生した場合においても、利用者に対し必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける規定を定めるもの

(第32条の2関係)

エ 感染症対策の強化に関する規定の整備

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めため、感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付ける規定を定めるもの(第33条第3項、第59条の16第2項及び第171条第2項関係)

オ 記録の保存等に関する規定の整備

介護サービス事業者の業務負担軽減及び利用者の利便性向上のため、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する規定及びケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定を定めるもの

(第203条関係)

(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設に関するもの

ア 栄養ケア・マネジメントの充実に関する規定の整備

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うため、栄養士又は管理栄養士の配置を求めるとともに、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務付ける規定を定めるもの

(第151条第1項及び第163条の2関係)

イ 口腔衛生管理に関する規定の整備

入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付ける規定を定めるもの

(第163条の3関係)

ウ ユニット型施設の勤務体制に関する規定の整備

ユニット型施設について、夜間及び深夜を含めた介護及び看護職員の配置実態を勘案して1ユニットの定員を原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする規定を定めるもの

(第180条第1項第1号関係)

- (3) その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う所要の改正

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和3年4月1日

### (2) 経過措置

ア この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講、栄養管理、口腔衛生の管理、介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練について、それぞれの規定における義務付けを努力義務とする経過措置を設けるもの

イ この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、事故発生の防止及び発生時の対応についての規定における義務付けの一部を努力義務とする経過措置を設けるもの

ウ この条例の施行の日以降、当分の間、入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設について、介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置する努力義務とし、この条例の施行の際現に存する建物の居室について、改正前のユニットに属さない居室の改修に係る規定の要件を満たしているものは、なお従前の例によるものとする経過措置を設けるもの

議案第7号 幸手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 内 容

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴う必要な規定の整備その他所要の改正

(1) 高齢者虐待防止の推進に関する規定の整備

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと等を義務付ける規定を定めるもの

(第3条第5項、第20条第6号及び第29条の2関係)

(2) 業務継続に向けた取組の強化に関する規定の整備

感染症や災害が発生した場合においても、利用者に対し必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける規定を定めるもの

(第21条の2関係)

(3) 感染症対策の強化に関する規定の整備

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めため、感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付ける規定を定めるもの

(第23条の2関係)

(4) 記録の保存等に関する規定の整備

介護サービス事業者の業務負担軽減及び利用者の利便性向上のため、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する規定及びケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定を定めるもの

(第36条関係)

(5) その他指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の改正

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日



(2) 経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置について、それぞれの規定における義務付けを努力義務とする経過措置を設けるもの

議案第8号 幸手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴う必要な規定の整備その他所要の改正

(1) 高齢者虐待防止の推進に関する規定の整備

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くこと等を義務付ける規定を定めるもの

（第3条第3項、第27条第10号、第37条の2、第57条第10号及び第80条第7号関係）

(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付けに関する規定の整備

介護従業者の認知症対応力を向上させるため、介護サービス事業者（介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の医療及び福祉関係の有資格者を除く。））に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる義務付けをする規定を定めるもの

（第28条第3項及び第81条第3項関係）

(3) 業務継続に向けた取組の強化に関する規定の整備

感染症や災害が発生した場合においても、利用者に対し必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付ける規定を定め

るもの

(第28条の2関係)

(4) 感染症対策の強化に関する規定の整備

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めため、感染症の予防及びまん延を防止するための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を義務付ける規定を定めるもの

(第31条第2項関係)

(5) 記録の保存等に関する規定の整備

介護サービス事業者の業務負担軽減及び利用者の利便性向上のため、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する規定及びケアプランや重要事項説明書等に係る利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする規定を定めるもの

(第91条関係)

(6) その他指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の改正

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講について、それぞれの規定における義務付けを努力義務とする経過措置を設けるもの

## 議案第 9 号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）等の一部改正に伴う所要の改正

建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）適合義務の対象となる特定建築物の規模の見直しに伴う規定の整備

#### (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設

令和 3 年 4 月 1 日から省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模の見直しに伴い、新たに建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことになることから、当該適合性判定事務（床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以内の建築物における新築、増築又は改築に限る。）に係る手数料を定めるもの

#### (2) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料の新設

建築主は、適合性判定を受けた計画に変更が生じ、その変更後も省エネ基準に適合することが明らかな場合については、完了検査申請時に軽微な変更に関する証明書を添付する必要があることから、建築主の申請により交付する軽微変更該当証明書の交付の審査事務に係る手数料を定めるもの

#### (3) 国が示す省エネ適合性判定等の審査時間の区分の細分化に伴う手数料の金額の見直し

#### (4) 引用条項その他所要の改正

(別表関係)

### 2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日